

## 山都町暮らし応援券発行事業取扱事業者募集要項

山都町暮らし応援券発行事業における取扱事業者の募集及び登録について下記のとおり定める。

### 1 目的

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を目的として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、町内の店舗等で使用できる商品券「山都町暮らし応援券」を全町民に対し発行する。

### 2 事業概要

- ① 券の名称 山都町暮らし応援券（以下「商品券」という。）
- ② 発行主体 山都町
- ③ 配布対象者 全町民（令和8年1月1日現在 住民基本台帳登録者）
- ④ 配布額 1人当たり 5,000円分（1枚当たり券面額500円の商品券10枚綴り）
- ⑤ 配布時期 令和8年2月上旬
- ⑥ 使用期間 商品券が到着した日から令和8年5月31日まで
- ⑦ 使用可能店舗

本要項により取扱事業者登録を行った町内に事業所又は店舗等を有する事業者

### 3 応募資格

山都町内に事業所又は店舗等を有する事業者とする。ただし、次の事業者は除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第1号に該当する営業を行う者を除く）に規定する営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 商品券の利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取り扱うもの
- (4) 山都町暴力団排除条例（平成24年山都町条例第7号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等
- (5) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員等に該当するものがいるもの

### 4 取扱事業者登録料について

取扱事業者に係る登録料については、無料とする。

### 5 取扱事業者としての登録方法

- ・ 登録を希望する事業者は「山都町暮らし応援券取扱事業者登録申請書」を山都町商工会（本所及び各支所）に提出すること。
- ・ 申請に基づき内容を審査し、適切と認められた事業者については、取扱事業者リストに登載し「店舗用ポスター」を交付する。

- ・ 登録申請期間は以下のとおりとする。

【一次募集】 令和 8 年 1 月 15 日～1 月 26 日

(2 月上旬配布予定のチラシ及び町ホームページ等に事業者名を掲載)

【二次募集】 令和 8 年 1 月 27 日～随時

(随時、町ホームページに事業者名を掲載)

※「山都町暮らし応援券登録申請書」は商工会窓口又は町ホームページからダウンロードすること。

## 6 挿金の方法

- ・ 受け取った商品券（使用済商品券）は、山都町商工会本所又は各支所において、「山都町暮らし応援券換金申請書」ともに漏れなく提出すること。また、使用済商品券は、換金申請が完了するまで厳重に保管すること。
- ・ 使用された券の裏面に、取扱事業者の名称を記載すること（スタンプ可）。
- ・ 申請した分の換金については、原則、届出口座へ振り込みにて行う。
- ・ 令和 8 年 6 月 30 日（火）までにすべての商品券の換金手続きを行うこと。
- ・ 換金期限を過ぎた商品券については、いかなる事由があっても換金することはできません。
- ・ 換金の申し出及び換金業務については、原則、月 2～3 回程度行うものとする。
- ・ その他、詳細については、山都町商工会より別途連絡を行うこととする。

## 7 商品券の制限事項

商品券の仕様に係る制限事項については次のとおりとする。（商品券裏面に記載予定）

○本券は、山都町内の登録店舗で利用できます。（一部ご利用できない店舗がございます）

○本券は、現金、ギフト券、切手及びその他金券との引き換えはできません。

○本券は、公共料金、不動産に関する支払い（家賃・地代等）には利用できません。

○本券の第三者への転売を禁止します。

○本券から釣銭は、お支払いしません。

○本券の盗難、紛失に対し発行者はその責を負いません。

○本券は汚損、破損等いかなる場合でも再発行できません。

○本券は、有効期限内にご利用ください。（期限を過ぎると無効です）

○登録店舗や利用に関する詳細は、チラシ又は山都町ホームページをご覧ください。

【有効期限】 令和 8 年 5 月 31 日（日）

## 8 商品券の使用に関する留意事項

- ・ 交付された店舗用ポスターは店舗内又は出入口付近に掲示すること。
- ・ 商品券は、取扱事業者（店舗）において、使用期間内に限り使用できるものとする。  
有効期限を過ぎた場合は、いかなる事由があっても使用することはできません。
- ・ 現金との引換え並びにつり銭は支払わないこと。
- ・ 取扱事業者（店舗）において、本券を使用対象としない商品を独自に定める場合には、

予め商品券の使用者が認識できるように明示すること。

- ・商品等の取引なく商品券を流通させないこと。その他、不正に使用しないこと。

## 9 商品券の利用対象とならないもの

- ・出資、債務、振込手数料の支払い
- ・国及び地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金、公営ギャンブル等）
- ・有価証券、金券、宝くじ、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、その他事業者が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネー等換金性の高いもの
- ・事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払い
- ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関する支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（同条第 1 項第 1 号に該当する営業を行う者を除く）に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
- ・特定の宗教政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

※ その他、定めのないものについては山都町又は山都町商工会に確認し、指示に従うこと。

## 山都町暮らし応援券取扱事業者登録申請書

令和8年 月 日

山都町商工会 御中

山都町暮らし応援券発行事業取扱事業者募集要項を遵守し、山都町暮らし応援券取扱事業者として下記のとおり申請します。

記

取扱事業者登録情報				
事業者名（店舗名）	(フリガナ)			
代表者名				
所在地	山都町			
業種	<input type="checkbox"/> 飲食業（主な提供品： ） <input type="checkbox"/> 小売業（主な取扱商品： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
連絡先	電話番号	( - )		
	ファックス番号	( - )		
金融機関口座 (換金 入金口座)	金融機関名			
	支店名			
	預金種類	普通	・	当座
	口座番号			
	口座名義			

### 【添付書類】

- ・振込先口座の通帳の写し（表面と通帳を開いた1～2ページ）

### 【換金の方法】

- ・使用済山都町応援商品券を、山都町商工会本所・支所にご持参ください。
- ・換金は、原則、届出口座への振込みにて行います。
- ・換金期限：令和8年6月30日（火）